

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第13条第1項第2号、第3号 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

処分基準

高齢者の居住の安定確保に関する法律

(登録の抹消)

第十三条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

- 一 登録事業者から登録の抹消の申請があったとき。
- 二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失ったとき。
- 三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。